

地域のカ 自治会 町内会

絆深めて 住みよい戸塚区

戸塚区地域活動 ハンドブック

入ってて よかったあ
自治会町内会



戸塚区連合町内会自治会連絡会

目 次

I 自治会町内会について

1	自治会町内会とは	1
2	自治会町内会の内部組織	1
3	自治会町内会の主な活動	1
4	区連会とは	2

II 自治会町内会の設立・運営

1	自治会町内会の設立	3
2	自治会町内会規約（例）	4
3	役員を選出	5
4	予算・決算	6
5	会議の運営	9
6	地区連合町内会への加入	11
7	自治会町内会会員名簿の取扱いについて	12

III 自治会町内会の運営活動支援（補助金等）

1	横浜市市民活動保険制度	16
2	自治会町内会の現況等の届出	17
3	地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金	18
4	自治会町内会館整備費補助制度・融資制度	20
5	地縁による団体の認可（自治会町内会の法人化手続き）	22
6	LED防犯灯事業	23
7	町の防災組織活動の支援	24
8	地域防犯カメラ設置補助金	25
9	犯罪のないまちづくり補助金	26
10	初期消火器具等の整備に係る費用の一部補助	27

IV 行政との連携

1	区連会資料の配送	28
2	広報紙の配布	29
3	地域防災活動の推進	30
4	防災訪問	31

5	消火器・住宅用火災警報器についてのご案内	32
6	自主防犯活動の推進	33
7	「災害応急用井戸」の指定	34
8	ヨコハマプラ ^ご 5.3 ^み 計画	35
9	街の美化活動	36
10	河川愛護月間（河川・水路等清掃活動）	37
11	選挙の協力	38
12	家庭防災員研修	39

V 各種委員の推薦

1	民生委員・児童委員及び主任児童委員	40
2	保健活動推進員	41
3	環境事業推進委員	42
4	スポーツ推進委員	43
5	青少年指導員	44
6	消費生活推進員	45
7	戸塚区明るい選挙推進協議会推進員	46
8	国勢調査員	47

VI その他

1	戸塚区社会福祉協議会	48
2	赤十字会費募集	49
3	共同募金・年末たすけあい募金	50

VII 加入促進編

1	自治会町内会はどうして必要なの？	51
2	自治会町内会をとりまく状況は？	52
3	加入の呼びかけをしよう！	53
4	魅力ある活動にしよう！	55
5	活動をPRしよう！	55
6	よくあるQ&A（回答例）	56
7	参考様式はこちら	59

Ⅰ 自治会町内会について

1 自治会町内会とは

自治会町内会は、それぞれの地域に起こる問題を解決し、地域住民相互の親睦を図るために組織された、自主的・民主的な任意団体です。

市民の多くが会員として加入し、会員の要望に即した環境整備事業、レクリエーション事業、福利厚生事業など、会員の日常生活に密着した各種事業を地域ごとに工夫をこらして実施しています。こうした活動を行っている自治会町内会は、防犯協会、スポーツ協会などの各種団体が特定の目的を持って組織されているのに対して、地域や活動を包括した基礎的な住民組織と言えます。

市内の自治会町内会は会員の自由な創意に基づき、いろいろな名称や形態で運営されていますが、横浜市では、次の項目に該当し、民主的に運営されている団体をさしています。

- 町・丁目・字等の全部または一部を単位として一定の区域を活動範囲とする団体
- 組織区内に居住し、会の趣旨に賛同する住民を会員として、自主的に運営されている団体
- 組織住民の福祉増進を主たる目的として事業を行っている団体

2 自治会町内会の内部組織

内部組織の名称や構成は、個々の自治会町内会の規模や設立目的、地域の環境、歴史などによって異なっています。

各自治会町内会は、10世帯から15世帯ほどを単位として班（または組）を設けており、班（または組）長は会費の集金、チラシの回覧などを行います。自治会町内会によっては、各事業を分担する専門部の代表者と役員会を構成し、団体の方針決定や事業活動の中心としての役割を果たしている場合もあります。

3 自治会町内会の主な活動

(1) 環境美化活動

ごみ集積所の管理や公園清掃などの環境美化の推進。



(2) 資源集団回収

ごみの減量化、リサイクルに貢献するため、新聞・雑誌や缶・ビンなどの資源物を共同で回収。

(3) イベント等の開催

地域の親睦を図るため、運動会、盆踊り、文化祭、餅つき大会などの行事開催やサークル活動への補助等。



(4) 行政からの依頼事項の対応

行政や各種団体からのお知らせやチラシの配布、各種募金の取りまとめ、委員（青少年指導員、スポーツ推進委員等）の推薦、イベントの周知等

(5) 防火・防災活動

防災資器材の購入や非常食の備蓄、防災訓練の実施、災害時要援護者支援の取組。



(6) 防犯・交通安全活動

防犯パトロールや見守り活動の実施、防犯灯の見守り等。

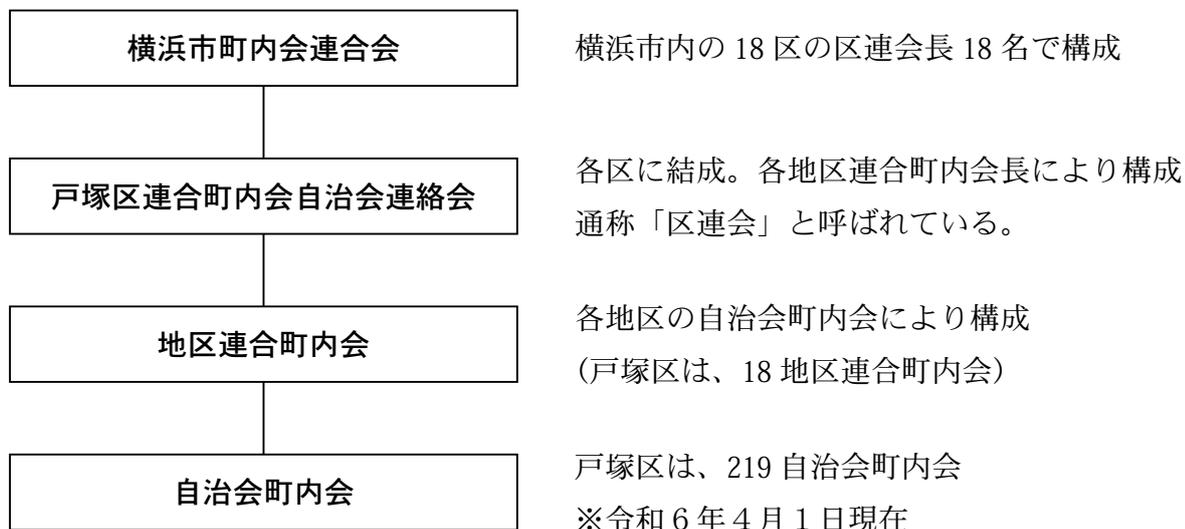


(7) 自治会町内会館の維持・管理

地域での集まりやサークル活動などに使用する会館の維持・管理。

4 区連会（戸塚区連合町内会自治会連絡会）とは

戸塚区連合町内会自治会連絡会は、区内の地区連合町内会長で構成され、各地区連合町内会相互の情報交換や、区連会自らが自主的な活動を行う一方、区役所など行政との情報交換などを行っています。



区連会定例会は、毎月 18 日頃（8 月、12 月は除く）開催しています。定例会の資料（ポスター掲出依頼や区役所からのお知らせなど）を毎月 20 日以降に、各自治会町内会へお届けしています。（28 ページ参照）

II 自治会町内会の設立・運営

1 自治会町内会の設立

自治会町内会の設立は手順にしたがって行いましょう。

自治会町内会の設立手順は、一般的には次のとおりです。

(1) 設立準備会を設ける。

- ① 会の区域を決める。
- ② 会の目的・組織・活動について住民の意見・要望を聞き、集約する。
- ③ 会の規約案を作成する。
- ④ 会費案、予算案、事業計画案を作成する。
- ⑤ 役員予定者を選出する。(会長、副会長、会計、監事)

(2) 設立趣意書を作成し、加入申込書とともに住民に配布する。

※設立趣意書：会の設立目的や設立準備会の会議内容を記録したもの

(3) 加入申込書を受け付ける。

(4) 設立総会の開催準備をする。

- ① 会議の次第と全体の進行役を決める。
- ② 議長の選出方法、役員の選出方法、会費の額、議案の説明、議決の方法等、会議運営の細部を打ち合わせる。
- ③ 議案書（会議資料）を作成する。
- ④ 加入申込者に総会の開催を通知する。

(5) 設立総会を開催する。

設立の可否、規約案、各役員を選任等について審議決定する。

(6) 総会終了後、区役所に「自治会町内会設立届」を提出する。

【提出していただく書類】

- ①自治会町内会設立届 ②区域図 ③設立総会議案書 ④設立総会議事録 ⑤役員名簿 等

(問合せ先) **戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：866-8412 FAX：864-1933 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

2 自治会町内会規約（例）

規約は自治会町内会の適正な運営に欠かすことのできないものです。組織や活動のあり方等について定めましょう。

この規約例は、自治会町内会設立に際して新たに規約を作成されたり、改正されるときのための参考例です。地域の実情にあった規約づくりの際のご参考として、お役立てください。

なお、地方自治法による法人格を取得される場合は、同法の規定に則った内容にしていただく必要があります。（自治会町内会の法人化については、22 ページをご参照ください。）

自治会町内会規約例

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kiyaku.html>

〇〇自治会（町内会）規約または会則（例）

制 定 令和〇年〇月〇日

最近改正 令和〇年〇月〇日

第 1 章 総則

（名称及び事務所）

第 1 条 本会は〇〇会（以下「本会」という。）と称し、事務所を〇〇町〇〇番地に置く。

（区域）

第 2 条 本会の区域は、横浜市〇〇区〇〇町〇番から〇番までの区域とする。

（会員）

第 3 条 本会の会員は、第 2 条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 本会へ入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

4 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

（1）第 2 条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

⋮

（問合せ先）戸塚区役所 地域振興課 地域活動係

電話：8 6 6 - 8 4 1 2 FAX：8 6 4 - 1 9 3 3 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

3 役員の選出

区役所へ「自治会町内会役員現況届」を提出してください。

自治会町内会の運営のために、役員を選出します。

(1) 役員候補者の選出の方法としておおむね次の方法があります。

ア 選出委員会のような別組織を設けて指名する。

イ 役員会で互選する。

ウ 選挙により選出する。

(2) 次に、役員候補者の選出の結果を総会等で承認し、役員の決定となります。

なお、役員選出の一連の手続きについてはあらかじめ規約に定めておくといよいでしょう。

(3) 自治会町内会役員現況届

年度初めに（3月～4月頃）に、「自治会町内会役員現況届」の提出をお願いしています。
役員改選が済み次第、区役所地域振興課に提出してください。

様式は、

「横浜市戸塚区連合町内会自治会連絡会」ホームページからもダウンロードできます。

(→ 17 ページ「自治会町内会の現況等の届出」を参照)

戸塚区連合町内会自治会連絡会 検索



(問合せ先) **戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：8 6 6 - 8 4 1 2 FAX：8 6 4 - 1 9 3 3 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

4 予算・決算

自治会町内会を運営していくために、しっかりとした予算を組み立てましょう。

自治会町内会の予算・決算を作成する際は、使途を明確に根拠ある数値にしてください。

【予算・決算の留意点】

(1) 予算の組み方

- ・ 予算を組むにあたっては前年度の予算及び決算（見込み）をもとに、会員数の増減や事業計画の拡大・縮小に配慮し作成してください。
- ・ 自治会町内会館建設（修繕）の積立金等は、特別会計を作りましょう。
- ・ 収入については、行政等から支払われる次の項目についても加えてください。
 - ①市からの地域活動推進費補助金 → 18 ページ参照
 - ②市からの「町の防災組織」活動費補助金 → 24 ページ参照
 - ③市等からの広報紙配布謝金（県市広報・議会だより） → 29 ページ参照
 - ④その他、市等からの交付金、補助金など
- ・ 支出については、自治会が加入している団体機関への会費等も支出に加えてください。戸塚区社会福祉協議会会費、戸塚防犯協会会費、戸塚区スポーツ協会会費、戸塚交通安全協会会費など

(2) 専用口座の開設・届け出

- ・ 自治会町内会の会計を処理するための口座を開設します。
また、会館建設等を計画する場合は、自治会町内会の口座とは別に特別会計口座を設けます。
- ・ すべての収入は一度自治会町内会口座へ入金すると管理がしやすくなります。
- ・ 市から地域活動推進費、広報紙配布謝金などの振込みがありますので、毎年、口座情報を区役所に届けてください。（様式はこちら→ <https://rarea.events/event/97069> 口座振替依頼書）
- ・ なお、口座名義等の変更があった場合も、すみやかに区役所へ届けてください。

(3) 決算について

- ・ 決算とは、予算をどのように執行したかなどの1年間の収支を明らかにしたものです。
- ・ 決算により、市からの地域活動推進費補助金の補助金額が確定しますので、会計年度終了後は速やかに決算の報告書類を提出してください。（地域活動推進費補助金： 18 ページ参照）

(4) 会計監査

- ・ 監査を担当する人（「監事」「監査役」等）が、総会開催の前に、予算の執行状況が適正に行われているかを出納簿、預金通帳等の突合等により調べます。
- ・ その場合、会長、副会長、会計等の役員も立ち会い、必要に応じて質疑等を行います。
- ・ 結果については、総会時に報告します。

（問合せ先）**戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：866-8412 FAX：864-1933 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

(参考) 自治会町内会の予算書・決算書の作り方

* 自治会町内会の予算・決算書の項目について詳しく説明します。

自治会町内会 予算・決算書 (例)

* マンションの管理組合、商店会、公園愛護会等の会計は、構成員がほぼ同じであっても、別会計とし、自治会町内会のみ予算を記入してください。

○ 収入の部

項	目	記入要領
1	会費	自治会町内会会費収入を記入します。 (例) 月会費×加入世帯数×12ヶ月 (なお、会費会員数〇名、会費免除会員〇名) 加入世帯に会費減免会員(会費を免除している世帯など)がいる場合には、内訳がわかるように記入してください。なお、減免会員がいる場合には総会資料にもその旨記載が必要です。
2 補助金	地域活動推進費	* 地域活動推進費補助金については、18ページを参照。
	地域防犯灯維持管理費	防犯灯〇灯×単価 (自治会町内会所有で、横浜市防犯灯設置基準を満たすもの)
	町の防災組織活動費	* 町の防災組織活動費補助金については、24ページを参照。
		* その他に市等から別の補助金があれば記載してください。
3	広報紙配布謝金	広報よこはま、県のとより、議会だよりなどの配布謝金を記入します。 * 広報紙の配布については、29ページを参照。
4	事業収入	模擬店売上げ、資源集団回収収益金などを記入します。
5	寄付金、祝金等	他団体からの寄付金、お祝い金等を記入します。
6 その他	会館使用料	他団体等への貸出に伴う収入がある場合に記入します。
	団体交付金・謝金	他団体からの交付金、謝金等を記入します。
	利息・その他雑入	利息等、その他収入を記入します。
7	前年度からの繰入金	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。
収入合計		※収入合計と支出合計は必ず一致させてください。

○ 支出の部

項 目		記入要領
事務費	1 会議費	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	備品什器購入代、消耗品代(紙・鉛筆等)、電話代、郵送料代など運営に伴う事務費を記入します。
	3 人件費	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	会館等の借上料を記入します。
	5 会館光熱水費	町内会館の運営に伴う光熱水費を記入します。
	6 会館修繕費	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (会館整備補助金を受ける場合を除く)
	7 その他	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費などを記入します。
事務費 小計①		
事業費	1 環境事業費	街の美化活動、3R関連活動、資源回収、リサイクル等に伴う経費を記入します。
	2 安全、安心環境づくり事業費	交通安全対策活動、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防災活動費などを記入します。 (ただし、この欄には「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施する事業の経費は記入しないでください。)
	3 社会教育事業費	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費などを記入します。
	4 レクリエーション費	盆踊り大会、運動会、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	敬老会開催費や給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	各種講習会、映画会、書道等作品展、文化祭等の文化事業費を記入します。
	7 その他	地区連への会費・分担金、各種団体(防犯協会、スポーツ協会等)への分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入します。
事業費 小計②		
補助対象予定経費①+②=③		
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動(防犯灯の電気代、清掃、点検、修繕、球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし、地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	町の防災組織活動費補助金を活用して実施した活動(防災資機材等の購入)の経費を記入します。
	3	
その他	1 会館建設・修繕積立金	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	交際費、賀詞交換会参加費等を記入します。
	3 慶弔費	慶弔費(祝金・香典等)を記入します。
	4 懇親会費	懇親会費(新年会、忘年会、慰労会等)を記入します。
	5 寄付金・募金	寄付金・募金、日本赤十字社会費等を記入します。
	6 予備費	予備費(次年度への繰越予定額等)を記入します。
	7 その他	
補助対象外予定経費 小計④		
支出合計(③+④)		※収入合計と支出合計は必ず一致させてください。

5 会議の運営

自治会町内会の運営において、会議は意思決定と同時にその地域の課題や情報を共有する上で大切なものです。各種会議を開催しましょう。

会議の種類、名称等は各自治会町内会でさまざまですが、例示するとおおむね次のとおりです。

(1) 定期総会

年度のはじめなどに、原則として全会員が出席するもので、事業報告、決算報告、事業計画案、予算案やその他に役員を選任、規約改正等の自治会町内会の重要な事項について決定します。

(2) 臨時総会

定期総会以外の時期に、自治会町内会の重要な事項で急を要する案件を審議するために開催します。

(3) 役員会

役員、各専門部長等が出席します。総会に付議する案件の原案の作成などを行います。また、具体的な事業の実施等も行います。

(4) その他

定例会、班長会、会館運営委員会等各自治会町内会は、その必要性に応じて会議を設けています。

また、意思決定の結果、経緯やさまざまな情報を共有する上で、その都度、議事録の作成をおすすめします。

(* 議事録例は次ページ)

(問合せ先) **戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：8 6 6 - 8 4 1 2 FAX：8 6 4 - 1 9 3 3 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

議事録（例）

令和〇〇年〇〇自治会（町内会）総会議事録

1 日時 令和〇〇年〇月〇日 〇時～〇時

2 会場 〇〇会館

3 総会当日会員数 〇〇〇人

4 出席者数

〇〇人（内訳 本人出席〇〇人、委任状提出者〇〇人）

5 議案

（1） 第1号議案 令和〇〇年度事業報告案

（2） 第2号議案 令和〇〇年度事業決算案

（3） 第3号議案 令和〇〇年度監査報告

（4） 第4号議案 役員の改選

（5） 第5号議案 令和〇〇年度事業計画案

（6） 第6号議案 令和〇〇年度事業予算案

（7） 第7号議案・・・

6 議長の選任

規約第〇条により、〇〇を議長に選任した。

7 総会成立の審査

規約第〇条により、総会当日会員総数〇〇人のうち、出席〇〇人、委任状〇〇人、合計〇〇人で総会定足数を満たし総会が成立した。

8 議事録署名人の選出

議長の〇〇及び会員の〇〇を議事録署名人に選出した。

9 議事の審議内容

（1） 議案内容

議案内容を具体的に記載する。

（2） 審議内容

審議内容を具体的に記載する。

10 議決の状況

（1） 第1号議案の令和〇〇年度事業報告案については、規約第〇条により、出席者〇〇人のうち、賛成〇〇人、反対〇人で可決された。

（2） 第2号議案の・・・

以上の議事録は総会議事内容に相違ないことを認めます。

令和〇〇年〇月〇日

総会議長 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

6 地区連合町内会への加入

自治会町内会を設立したら、地区連合町内会への加入を検討してみましょう。

自治会町内会は、地域住民の大多数が参加し、住民相互の親睦や環境・福祉・防犯・防災等の活動を行っている団体ですが、今日の地域の問題や生活の課題は、広域的な取り組みが不可決となってきています。

そのため、自治会町内会の連合体として各地区連合町内会が組織されています。

なお、戸塚区では次のとおり 18 の地区連合町内会が組織され、これらの地区連合町内会によって戸塚区連合町内会自治会連絡会が組織される構成となっています。

戸塚第一地区、戸塚第二地区、戸塚第三地区、踊場地区、北汲沢地区、舞岡地区、川上地区、柏尾地区、東戸塚地区、平戸地区、平戸平和台地区、上矢部地区、名瀬地区、大正地区、汲沢地区、上倉田地区、下倉田地区、吉田矢部地区

(1) 地区連合町内会の主な行事

各地区連合町内会によってさまざまですが、各自治会町内会だけではできない事業を実施しています。さらに各自治会町内会の運営にあたっての役員相互の情報交換・意見交換の場となっている状況もあるようです。

(例) ① 規模の大きい広域的な行事

- ② 災害を想定した防災訓練
- ③ 運動会、レクリエーション行事、親睦行事
- ④ 地区連合町内会規模のさまざまな組織への支援・協力・交流
- ⑤ その他

(2) 会費（負担金）の納入

各地区連合町内会は、このような活動を進めるために各自治会町内会からの会費（負担金）や横浜市からの地域活動推進費補助金等で運営しています。

(3) 戸塚区連合町内会自治会連絡会のホームページ

戸塚区連合町内会自治会連絡会 検索



戸塚区連合町内会自治会連絡会の紹介や会議資料、地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の申請等に必要な様式などご覧いただけますので、参考にしてください。

(問合せ先) **戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：8 6 6 - 8 4 1 2 FAX：8 6 4 - 1 9 3 3 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

7 自治会町内会会員名簿の取扱いについて

個人情報取扱いの基本的なルールを作り、取得した情報は安全に管理しましょう！

個人情報保護法が改正され、その施行日である平成 29 年 5 月 30 日以降は、自治会町内会を含む全ての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められるようになりました。

情報を安全に管理しましょう。

(1) 個人情報を取得するとき

ア 個人情報を取得するときは、どんな利用目的で個人情報を取得するのか、また、その目的のためにどのような個人情報が必要なのかをできる限り具体的に明らかにしましょう。

イ 個人情報の管理・運用方法のルールを決めましょう。

◆ 個人情報取扱ルールで決めておくよい事項

- 個人情報を管理する人
- 個人情報の管理方法
- 個人情報を取り扱う人
- 個人情報の訂正や開示
- 個人情報の利用目的
- 漏えいへの対応方法 など

(* 「個人情報取扱ルール」例は次ページ以降)

(2) 個人情報を管理するとき

取得した個人情報は安全に管理しましょう。

◆ 管理方法の例

- 漏えいや紛失を防ぐため、紙の名簿は鍵のかかる引き出し等で保管する。
- パソコン上の名簿はパスワードを設定する。
- インターネットに接続されたパソコンで個人情報を取り扱うときは、ウイルス対策ソフトを入れる。 など

(3) 個人情報を利用するとき

名簿の情報は、情報を収集した際に伝えた利用目的の範囲内で活用しましょう。

また、名簿を配付した会員には「セールスなど他の目的に利用されることのないよう、会員以外に渡したり、廃棄の際は、不用意に資源回収場所に放置しないでください。」など適正な管理・廃棄をお願いし、そのことを具体的に名簿に記載しましょう。

「自治会町内会における個人情報の取り扱いについて」詳しくは、横浜市ホームページをご覧ください。

横浜市 自治会町内会 個人情報 検索



(問合せ先) 戸塚区役所 地域振興課 地域活動係

電話：8 6 6 - 8 4 1 2 FAX：8 6 4 - 1 9 3 3 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

【参考】個人情報取扱ルール（例）

〇〇自治会（町内会）個人情報取扱ルール

制 定 令和〇年〇月〇日

最近改正 令和〇年〇月〇日

（目的）

第1条 この取扱ルールは、〇〇自治会（町内会）（以下「本会」という。）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

（責務）

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会町内会活動において個人情報の保護に努めます。

（周知）

第3条 本会は、この取扱ルールを、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

（管理者）

第4条 本会における個人情報の管理者は、〇〇（例：会長等）とします。

（取扱者）

第5条 本会における個人情報の取扱者は、〇〇（例：役員、要援護者を支援する者など、範囲を指定する）とします。

（秘密保持義務）

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

（個人情報の取得）

第7条 本会は、会長が「〇〇自治会（町内会）加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

- 2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。
- 3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

4 本会が配付する〇〇自治会（町内会）名簿に記載する個人情報、氏名、・・・などで会員が同意する事項とします。

（利用）

第8条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等の際に利用します。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び会の区域図の作成
- (3) 入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における支援活動
- (5) 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

（管理）

第9条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理します。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

（提供）

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く。）に提供しません。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第11条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く。）に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保存します。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第12条 取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く。）から個人情報の提供を受ける際には、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し、保存します。

（開示）

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し開示を請求することができます。

2 管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第 28 条第 2 項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第 14 条 会員は、第 7 条に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し訂正等を求めることができます。

2 前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第 15 条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第 16 条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、〇〇とします。

(附則)

この取扱ルールは、令和〇〇年〇月〇日から施行します。

※下線部は、要援護者を把握し地域の支援者で情報を共有するなど、災害時に備えた日頃からの関係づくりに取り組んでいる自治会町内会における「個人情報取扱ルール」の記載例です。

III 自治会町内会の運営活動支援(補助金等)

1 横浜市市民活動保険制度

自治会町内会の活動中にケガなどの事故が起きてしまったときは、区役所にご連絡ください。

横浜市では、市民の方が安心してボランティア活動を行えるように、横浜市があらかじめ保険料を負担し、保険会社と保険契約をして横浜市市民活動保険制度を運営しています。この保険は、事前の加入や登録の手続きは必要ありません。

万が一、事故が起きてしまった場合に、日頃の具体的なボランティア活動内容や、事故の状況等を書面でご報告いただき、活動や事故が市民活動保険の要件をみたしているかどうかについて、市と保険会社が審査を行います。

なお、事故の状況等によっては保険の適用にならない場合がありますので、個別具体的な適用については、市や区の担当者に問い合わせをお願いします。

(1) 保険の対象となるボランティア活動

- ア 自主的に構成されたグループ・個人や、自治会町内会などが行っている活動
- イ 無報酬（交通費などの実費の支給は構いません。）
- ウ 継続的・計画的に行っている活動
- エ 公益性のある活動

※ 保険適用範囲には、準備活動及び活動場所への往復経路も含まれます。

【ご注意ください】

市民活動保険の対象とならない代表的な例

- ・スポーツ・文化活動など（お祭り、運動会、防災訓練、講演会など）の参加者
- ・親睦が目的の活動、サークル活動や互助的な活動
- ・学校管理下の活動・PTA活動の事故
- ・政治、宗教、営利に関わる活動

(2) 保険の種類

ア 傷害事故

ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来事故によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した事故

イ 賠償責任事故

ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったなどの結果、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故

(問合せ先) **戸塚区役所 総務課 庶務係**

電話：866-8308 FAX：881-0241 e-mail：to-syomu@city.yokohama.lg.jp

2 自治会町内会の現況等の届出

毎年4月1日現在の加入世帯数や新年度の自治会町内会の役員等の報告をお願いします。

この届出は、横浜市が交付する地域活動推進費補助金額や、広報よこはま等の配布数等の基礎資料となる大切なものです。

1 提出書類

(1) 自治会町内会役員現況届

ア 役員

新年度の自治会町内会役員（会長、副会長等）を報告していただきます。

イ 自治会町内会の現況等

4月1日現在の次の項目をご報告いただきます。

①自治会町内会加入世帯数（会費減免会員も含めます。）

* 加入世帯数は横浜市から交付される地域活動推進費補助金の積算の基礎となります。

②広報配布世帯数（未加入世帯も含めた広報を配布する世帯数）

③班数（回覧等チラシ必要数）

④掲示板数（掲示用ポスター等必要数）

⑤戸塚区連会資料のお届け先

⑥広報紙（広報よこはま・県のたより・議会だより）のお届け先

(2) 口座振替依頼書

口座振替依頼書に記載された口座へ地域活動推進費補助金や各種謝金（広報等配布謝金）等が振り込まれます。

2 依頼時期・方法

区役所からの依頼文や様式は、3月の戸塚区連会定例会資料で送付しています。

提出書類の様式は、戸塚区連合町内会自治会連絡会のホームページからもダウンロードできます。

3 提出時期

4月～5月

* 年度途中で、届出事項（役員、資料等のお届け先等）に変更がある場合は、速やかにご連絡ください。

<自治会町内会役員現況届イメージ>

令和6年度 戸塚区自治会町内会役員現況届				
自治会町内会名	（名称せずに、正式名称を記入ください）			
次のとおり、令和 年 月 日現在の自治会町内会の現況を届けます。 （任期 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日）				
※氏名にはふりがなをお願いします。				
役職	ふりがな 氏名	住所	電 話	1. FAX 2. 携帯電話
会 長		戸塚区		1 2
副会長		戸塚区		
		戸塚区		
【自治会町内会の現況（令和6年4月1日現在）】				
加入世帯数	広報配布世帯数	班数（組数）	班回覧に 必要な部数	ポスター等配布物 の必要部数
世帯	世帯	班	部	部
自治会町内会費	年額 / 月額	※自治会町内会費については、 お問合せがあった場合に情報提供します。		
◎お知らせ、返付資料、ポスター等配布物 戸塚区連会資料 のお届け先				
氏名	住所	電 話		
◎広報よこはま、県のたより、ヨコハマ議会だより のお届け先				
氏名	住所	電 話		
◎その他連絡事項				

（問合せ先）**戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：866-8412 FAX：864-1933 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

3 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金

自治会町内会の加入世帯数や活動に応じて補助金を交付します（地域活動推進費補助金）。また、自治会町内会で保有する地域防犯灯の灯数に応じて補助金を交付します（地域防犯灯維持管理費補助金）。

制度の詳細や提出様式は、3月下旬に区役所から各自治会町内会長あてに送付する資料でご確認ください。戸塚区連合町内会自治会連絡会のホームページからもダウンロードできます。

また、制度内容を変更する場合がありますので、過年度の資料ではなく、必ず最新の資料で申請してください。

(1) 地域活動推進費補助金

ア 制度の概要

自治会町内会の加入世帯数や活動等に応じて交付します。

【補助交付基準（令和7年3月現在）】

対象団体	補助率	補助限度額	補助対象経費
自治会町内会	3分の1	加入世帯数×900	事務費・事業費
地区連合町内会	3分の3	12万円 基礎的支援費	
	(補助対象経費－基礎的支援費) ×3分の1	加入世帯数×170円 ＋5万円	

※補助対象経費

自治会町内会・地区連合町内会が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、地域に対して公益的な活動を行う他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金（消防団を除く）、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

※補助対象とならない経費

「地域防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」等の他の補助金の補助対象経費、消防団の活動費、入学・成人・敬老等の祝金、賀詞交換会開催費・参加費、裁判費用、交際費、慶弔費（祝金、香典等）、懇親会費（新年会、忘年会、慰労会等）、寄付金、募金（共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等）、積立金、予備費、次年度への繰越金 等

【加入世帯数について】

4月1日現在の加入世帯数は、補助金額の算定基準の根拠となりますので、正確な把握をお願いします。また、世帯数確認のため総会資料への記載をお願いします。

※加入世帯数には、会費を減免している世帯や法人会員（商店、病院など）も含まれます。ただし、規約等により会費減免や法人会員について規定してください。詳しくは、お問合せください。

イ 手続の流れ（例：令和6年度実績報告～令和7年度交付申請・報告～令和8年度交付申請の場合）

【町】… 自治会町内会が行う区役所に対する手続

【区】… 区役所が行う自治会町内会に対する手続

	令和6年度補助金に係る事務	令和7年度補助金に係る事務	令和8年度補助金に係る事務
令和7年4月 6月頃 7～11月頃	【町】活動報告 ↓ 【区】確定通知 (余剰金がある場合) 【町】余剰金返還	【町】交付申請 ↓ 【区】交付決定 ↓ 【町】交付請求 ↓ (前年の活動報告(余剰金返還)確認後) 【区】補助金交付	
令和8年4月 6月頃		【町】活動報告 ↓ 【区】確定通知 (余剰金がある場合) 【町】余剰金返還	【町】交付申請 以下、「令和7年度補助金に係る事務」と同様の流れ

※前年度の活動実績報告書と、当該年度の補助金交付申請書は同時に提出できます。

※当該年度の補助金交付は、前年度の補助金活動報告の確認後（余剰金がある場合は余剰金返還の確認後）になります。

(2) 地域防犯灯維持管理費補助金

自治会町内会が保有しているもので、3月送付の「地域防犯灯維持管理費補助金申請の手引」に記載した補助対象となる防犯灯に対して交付します。

【補助額（令和7年3月現在）】	防犯灯数 × 2,200円（年額）
-----------------	-------------------

「防犯灯数」は、申請する年度の4月1日現在の灯数です。

申請様式「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書」により「地域活動推進費補助金」と合わせて交付申請します。（交付決定、補助金交付等も「地域活動推進費補助金」と合わせて行います。）

※横浜市設置のLED防犯灯は補助対象になりません。横浜市設置のLED防犯灯には、管理番号（黄色のプレート・銀色のシールに記載された番号）が貼付されています。

（23ページ参照）

（問合せ先）**戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：866-8412 FAX：864-1933 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

4 自治会町内会館整備費補助制度・融資制度

自治会町内会館の新築や修繕を検討する場合は、整備予定時期の2年前にご相談ください。

自治会町内会館の新築や修繕などに対する補助制度（補助率1/2）や融資制度（法人化した団体に限る）があります。総会等で会員間での合意形成をしたうえで、整備予定時期の前年に事前申請をする必要があります（ご相談のあった年度に交付することはできません）。

（1）補助制度の概要

補助対象となる会館には一定の要件があります（100万円以上の工事など）。詳しくは市民局ウェブページをご覧ください。

横浜市 町内会館 検索

ア 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	1/2	1㎡当たり125,000円 かつ1,500万円	新築、建替え、購入
特殊基礎工事費		300万円	地盤改良工事など地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費		300万円	エレベーター設置に伴う工事費
修繕		250万円	内・外装工事などの維持・修繕工事（機器・器具の購入のみは除く） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合はご相談ください
増築		630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事		380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断

※外構工事は、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。（新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。）

イ 申請の時期について

補助申請に先立ち、整備予定時期の前年度の7月頃までに事前申請が必要です。審査のうえ、予算確定後、補助申請を受け付ける自治会町内会を決定します。

（2）融資制度

法人化した自治会町内会が、上記（1）の補助を受けて会館を整備する場合、横浜市と協定を結んだ民間金融機関から融資を受けることができます。

融資の内容や申込みの手続き等については、次の金融機関に直接ご相談ください。

（株）横浜銀行、横浜信用金庫、（株）神奈川銀行

(参考)

《会館建設・修繕の進め方について》

(1) 会館を建設・修繕することの方針決定

自治会町内会で会館を建設・修繕することについて会員の総意を確認する必要があります。

①会館建設（修繕）計画の輪郭（素案）策定 ②会員のニーズの把握 ③会員への周知を進めながら、事前申請に先立ち総会などで意思決定します。

(2) 会館建設計画案の決定（中間報告）

会員に対して総会などで中間的な会館建設（修繕）計画案を報告し、会館の規模、機能や資金調達の計画などの意思決定をします。

※会館に隣接する居住者等に対して事前に近隣説明会を開催するなど、会館建設計画案を十分に説明し、理解を得ます。

(3) 会館建設計画案の最終決定

会館の規模、構造などを示す図面、会館建設費用の資金計画などを示し、最終的に会館建設・修繕について総会で意思決定します。

※総会の結果は、総会に出席していない会員にも周知します。

《自治会町内会館整備費補助の流れ》

横浜市では自治会町内会館の整備を希望する自治会町内会を対象に、事前申請によりあらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、補助申請を受け付ける自治会町内会を決定します。

(1) 会館整備の事前申請（毎年、4月頃にご案内し、7月末頃締め切り予定）

(2) 内容を審査した上で、9月頃より予算編成

(3) 翌年度の予算が確定したあと、補助申請を受け付ける自治会町内会を決定（3月末頃）

(4) 補助申請を受ける予定の自治会町内会は、総会の意思決定後、申請書を提出（4月以降）

※風水害等の自然災害により、自治会町内会館の緊急修繕が必要になった場合、補助できる場合があります。詳細は区役所地域振興課へご相談ください。

(問合せ先) **戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：866-8412 FAX：864-1933 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

5 地縁による団体の認可(自治会町内会の法人化手続き)

自治会町内会の法人化を考えている場合には、お早めにご相談ください。

自治会町内会の法人化に関する認可制度は、団体名義での不動産登記や契約締結など、法律上の責任の明確化により、地域活動を円滑にすることを目的としています。一方で、個人単位での会員名簿の作成・更新や総会での表決など、団体の運営方法も大きく変わることになるので、目的を明確にしたうえで法人化を検討してください。

(1) 認可申請の準備

認可申請を行う前に、当該地縁団体の現行の規約に基づき総会を開催し、認可申請の要否の意思決定をします。また、併せて規約の整備、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定、財産目録の作成等を審議し、団体の意思決定をします。

特に規約の整備については、地方自治法第260条の2各項等に従った内容とする必要があります。詳細については事前に地域振興課までご相談ください。

(2) 認可申請手続き

所定の申請書に新旧の規約、認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類、構成員名簿、財産目録などの必要な資料を添付し、当該地縁団体の代表者が区長に対して申請します。

審査の結果、認可要件を満たしていると認めるときは法人化を認可し、告示(「横浜市報」への掲載による)するとともに、申請団体へ認可通知をします。

(3) その他

ア 認可を受けた団体は、告示事項(代表者や規約など)に変更があったときは、区長に届け出なければなりません。

イ 認可を受けた団体の代表者印を登録することができます。

ウ 認可を受けた場合でも、税制上の取扱いに変更はありません

(問合せ先) **戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：866-8412 FAX：864-1933 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

6 LED防犯灯事業

横浜市が設置したLED防犯灯については、日常の見守り等のご協力をお願いします。

(1) 防犯灯の見守り

横浜市が設置したLED防犯灯は、日常の見守りとして、故障の発見や連絡、繁茂した草木の除去等を自治会町内会が行います。電気料金の支払い、故障時の対応は、横浜市が行います。横浜市が管理するLED防犯灯の故障等を発見したら、次のことをお知らせください。

【お知らせいただきたいこと】

- ① 管理番号（黄色のプレート・銀色のシールに記載された番号）
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容（不点灯、昼間も点灯している、ポールが傾いているなど）
- ④ 不具合の発生の時期（気づいた日）、及び時間帯



管理プレートの見本

(2) 防犯灯の設置

横浜市が設置するLED防犯灯は、自治会町内会からの申請により、横浜市の設置基準を満たしたうえで、緊急性の高い箇所等を検討して設置していきます。設置灯数に限りがあるため、設置基準を満たしていても設置不可になることがあります。

【スケジュール】

- | | |
|-------|------------------------|
| 3月末頃 | 自治会町内会長あてにLED防犯灯事業のご案内 |
| 5月末 | 新設希望の申請期限 |
| 秋～年度末 | その後審査・選定のうえ、工事実施 |

具体的な手続き方法は、3月頃の区連会定例会でお知らせします。

設置基準、申請期限など詳細は、横浜市HPでご確認ください。（「横浜市 LED防犯灯」で検索）

防犯灯には「横浜市設置のLED防犯灯」と「自治会町内会が保有している防犯灯」があります。

横浜市が設置したLED防犯灯は、電柱やNTT柱に設置しているタイプと、独立柱（鋼管ポール）タイプがあり、いずれも管理番号（黄色のプレート・銀色のシールに記載された番号）が貼付されています。

自治会町内会が保有している防犯灯は、各自治会町内会で設置、維持管理（電気料金の支払いを含む）をお願いします。なお自治会町内会保有の防犯灯については補助制度（地域防犯灯維持管理費補助金）があります。（19ページ参照）

（問合せ先）**市民局 地域防犯支援課**

電話：671-3709 FAX：664-0734 e-mail：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

戸塚区役所 地域振興課 地域活動係

電話：866-8412 FAX：864-1933 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

7 町の防災組織活動の支援

地域で行う防災活動の経費にご活用ください。

自治会町内会等「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等の防災活動に対して、補助金を交付しています。

(1) 補助金の交付要件

- ・自治会町内会等の防災組織の次の活動が交付の対象になります。
 - ア 防災訓練の実施
 - イ 備蓄食料・防災資機材等の購入
 - ウ 防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催
 - エ 横浜市民防災センター体験ツアー
 - オ 防災マニュアル・防災マップ等の作成
 - カ AEDの購入（リース含む）
 - キ 防災パトロール（※防犯パトロールは対象外です。）
 - ク その他防災活動の一環として実施する事業
- ・なお、防犯活動など、直接防災にかかわりのない活動については、対象となりません。

(2) 交付金額

- ・一世帯あたり 160 円の額を申請のあった自治会町内会等の防災組織に交付します。

(3) 手続き

- ・申請書を4月1日から6月末日までの間に、提出してください。
 - ・また、前年度に補助金の交付を受けた自治会町内会等は実績報告書を提出する必要があります。
 - ・補助金は、請求書（交付決定通知書に同封します）提出後に自治会町内会の口座に振り込まれます。
- * 申請書、実績報告書の様式は、3月の区連会定例会で配付します。

(問合せ先) **戸塚区役所 総務課 庶務係**

電話：866-8307 FAX：881-0241 e-mail：to-somu@city.yokohama.lg.jp

8 地域防犯カメラ設置補助金

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助します。

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

(1) 補助対象となる防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

※マンションの敷地内など、主に私有地を撮影する防犯カメラは補助対象外です。

(2) 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

(3) 補助率等

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9

補助上限額：280,000円（令和7年度の場合）

※予算の範囲内で補助をするため、申請いただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。

(4) 主な申請書類

申請書、見積書、収支計算書、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書等

(5) 申請書類提出先

地域振興課

詳しくは、ホームページでご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

毎年3月頃の区連会定例会でお知らせします。

(問合せ先) **戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：866-8415 FAX：864-1933 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

9 犯罪のないまちづくり補助金

戸塚区では、地域の防犯活動に自主的に取り組み、防犯力・防犯意識の向上を目的に活動する団体に「犯罪のないまちづくり事業」助成金を交付しています。

戸塚区では、地域の防犯活動に自主的に取り組み、防犯力・防犯意識の向上を目的に活動する団体に「犯罪のないまちづくり事業」助成金を交付しています。

1 助成の対象となる活動

- (1) 防犯パトロールの実施 (月に4回以上実施する必要があります)
- (2) 防犯講習会等の開催 (1回あたり20名以上の参加が見込まれる場合)
- (3) 地域防犯マップの作成
- (4) 地域防犯拠点の運営
- (5) 犯罪のないまちづくりに寄与すると認められる、防犯対策物品の購入、設置
- (6) その他犯罪のないまちづくりに寄与する活動

2 助成の対象となる団体

戸塚区内の地域で自主的に組織された団体
(地区連合町内会自治会、自治会町内会を含む)

3 助成対象期間

4月1日～翌年3月31日

4 助成金額

1団体あたり 上限 55,000 円

5 申請方法

申請書に必要事項を記入し、団体規約や名簿等を添付のうえ、戸塚区地域振興課へご提出ください。具体的な申請方法は、3月頃の区連会定例会でお知らせします。

6 申請書の配布

申請書は戸塚区地域振興課で配布しています。

また、戸塚区ホームページ内の「防犯情報」ページから申請書をダウンロードできます。

“戸塚区 防犯事業”でインターネット検索すると、アクセスできます。

戸塚区 防犯事業 検索

7 申請書類の提出締切

6月末

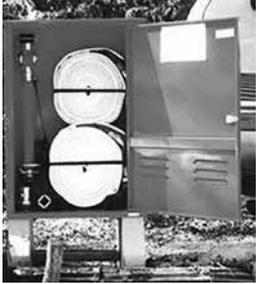
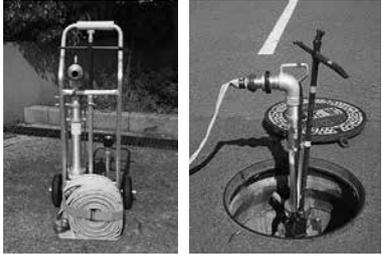
(問合せ先) **戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：866-8415 FAX：864-1933 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

10 初期消火器具等の整備に係る費用の一部補助

木造住宅が密集した地域において、火災発生時に地域の皆様の共助による初期消火活動により被害を最小限にとどめていただくため、自治会町内会が自ら初期消火器具等を整備しようとする際に一部補助金を交付しています。

(1) 初期消火器具等の概要と仕様

<p>初期消火箱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用ホース 40 ミリ又は 50 ミリ 3～5 本 ・筒先 40 ミリ又は 50 ミリ 1 本 ・可変ノズル 1 個 ・媒介金具 1 個 ・消火栓蓋開閉キー 1 本 ・消火箱 1 台 	
<p>スタンドパイプ式 初期消火器具</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用ホース 40 ミリ又は 50 ミリ 3～5 本 ・筒先 40 ミリ又は 50 ミリ 1 本 ・可変ノズル 1 個 ・スタンドパイプ 1 本 ・媒介金具 1 個 ・消火栓蓋開閉キー 1 本 ・台車 1 台 ・収納箱又は収納袋 1 台 (枚) 	

(2) 対象団体及び補助額

(ア) 木造家屋等が密集し延焼拡大のおそれがある地域で、取扱い訓練を定期的実施できる自治会・町内会

(イ) 新規設置、更新設置又は器具等の一部更新設置に係る整備費用の一部

(3) 申請について

初期消火器具等の設置補助を希望される場合、まずは、戸塚消防署総務・予防課又は消防出張所にご相談ください。申請書をお渡しします。申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて戸塚消防署総務・予防課へ提出をお願いします。

(問合せ先) 戸塚消防署 電話及び FAX : 881-0119

e-mail : sy-totsuka-sy@city.yokohama.lg.jp

大正消防出張所 : 853 - 0119 吉田消防出張所 : 861 - 0119

鳥が丘消防出張所 : 862 - 0119 東戸塚消防出張所 : 821 - 0119 深谷消防出張所 : 854 - 0119

IV 行政との連携

1 区連会資料の配送

戸塚区連合町内会自治会連絡会の定例会（区連会）の資料を、各自治会町内会へ送付しています。

区連会の資料を、各自治会町内会へ送付しています。チラシの掲示などを依頼することがあります。無理のない範囲で、ご協力をお願いします。

- (1) 区連会開催日
毎月 18 日（土日祝日の場合は前後の日、8 月と 12 月は休会）
- (2) 資料送付
区連会開催後、2～4 日以内。（ただし土日祝日を含む場合は、この限りではありません）
- (3) 配布資料
各自治会町内会へ 1 部送付・・・各自治会町内会の会議でお知らせください。
掲示板掲出・・・掲示板への掲出をお願いします。
- (4) 掲示用チラシ等のお届けする部数
自治会町内会からの現況届で届出いただいた部数。

（問合せ先）**戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**
電話：8 6 6－8 4 1 2 FAX：8 6 4－1 9 3 3 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

2 広報紙の配布

「広報よこはま区版・市版」、「県のたより」及び「ヨコハマ議会だより」は、各自治会町内会を通じて配布をお願いします。

神奈川県・横浜市・戸塚区の行政情報をお知らせします。

「広報よこはま区版・市版」、「県のたより」及び「ヨコハマ議会だより」の配布をお願いしています。

(1) 配布先

自治会町内会の区域にある全世帯（未加入の世帯への配布もお願いします）。

(2) 自治会町内会に広報をお届けする期日

発行月の前月末日まで。

(3) 配布時期

発行月の10日までに、各世帯への配布をお願いします。（原則）

(4) お届けする部数

自治会町内会からの申請部数（「広報配布世帯数」）。

(5) 配布担当者・部数の変更

変更がある場合は、毎月10日までにご連絡ください。翌月号から変更します。

(6) 広報紙の配布謝金

「広報よこはま区版・市版」（毎月発行）単価9円

「県のたより」（毎月発行）単価8円

「ヨコハマ議会だより」（年4回発行）単価4円

(7) 配布謝金の支払い

「広報よこはま区版・市版」、「県のたより」及び「ヨコハマ議会だより」を合わせた6か月分を、年度内に2回（10月と3月）お支払いします。

※自治会町内会で、「広報よこはま区版・市版」、「県のたより」及び「ヨコハマ議会だより」を配布することが難しい場合、市の委託業者による直接配布ができます。ご希望される自治会町内会は、事前にご相談ください。

（問合せ先）**戸塚区役所 区政推進課 広報相談係**

電話：866-8321 FAX：862-3054 e-mail：to-kusei@city.yokohama.lg.jp

3 地域防災活動の推進

地域で災害に対して備えましょう。

過去の災害では、近所の人呼びかけや救助によって助かった人が多くいます。個々の家庭だけでなく、地域全体で防災に取り組むことが、災害時の被害を抑えることに繋がります。日頃から顔の見える関係を築いておき、いざというときお互いに助け合えるように準備しましょう。

(1) 地域での防災活動

防災訓練の実施や防災資材の共有、情報の迅速な伝達など、地域の特性や住民の意見を取り入れた防災活動を実施しましょう。

戸塚区役所では、地域の防災に関する課題の解決を支援するため、防災の専門知識を有する「地域防災アドバイザー」を、地域の検討会や訓練の場などに派遣しています。

派遣を希望される場合は、下記連絡先にお問合せください。

(2) 地域防災拠点

震度5強以上の地震が発生した場合、区内35か所の小・中学校が地域防災拠点（避難所）として開設されます。

地域防災拠点の運営は、周辺の自治会町内会等を中心とした地域住民の皆様で組織した「地域防災拠点運営委員会」が行いますので、運営委員会へのご参加をお願いいたします。

また、平時から防災訓練等を実施していますので、訓練にもご協力いただきますようお願いいたします。

(3) 在宅避難の推進

地震発生後、自宅に住める状態であれば、住み慣れた自宅での避難生活「在宅避難」の方が、プライバシーの確保が難しい避難所と比べて、ストレスなく過ごすことができます。

在宅避難をするには、食料や生活用品等の備蓄、家具の転倒防止対策などの安全対策をして備えておくことが大切です。

戸塚区では、在宅避難に必要な備えをまとめた「戸塚区お家で避難リーフレット」を作成していますので、住民の備えを周知するにあたってご活用ください。

リーフレットはこちらからご覧になれます。

[戸塚区 お家で避難](#) [検索](#)

(問合せ先) **戸塚区役所 総務課 庶務係**

電話：866-8307 FAX：881-0241 e-mail：to-somu@city.yokohama.lg.jp

4 防災訪問

近年、住宅火災で亡くなる方は高齢者の割合が増加しており、高齢者世帯のお宅を中心に、消防職員が訪問して住宅防火診断などを行う「防災訪問」を実施しています。

(1) 実施内容

玄関先でチラシ等をお渡しし、火災予防のポイントについてお伝えするほか、訪問世帯のご希望により、室内の調理器具や暖房器具、喫煙などの状況について確認し、必要なアドバイスをを行います。

*費用は、無料です。

(2) 訪問対象世帯

訪問を希望される高齢者の世帯を中心に実施します。

(3) 訪問時間

平日の10:00～16:00

実施時間は、10～15分ほどです。

(4) 訪問職員

消防署の職員（制服又は活動服を着用し、職員証を携帯しています。）

※基本的に2名以上で訪問します。

(5) 申込方法

希望者本人が、電話（FAX可）や消防署窓口でお申込みください。

なお、ケアマネジャー、民生委員など代理の方のお申込みも可能としています。

(6) その他

自治会町内会と連携した訪問の実施についても対応いたしますので、ご希望がある場合には、最寄りの消防署・消防出張所にご相談ください。

(問合せ先) **戸塚消防署** 電話及びFAX: **881-0119**

e-mail: sy-totsuka-sy@city.yokohama.lg.jp

大正消防出張所: 853-0119 吉田消防出張所: 861-0119

鳥が丘消防出張所: 862-0119 東戸塚消防出張所: 821-0119 深谷消防出張所: 854-0119

5 消火器・住宅用火災警報器についてのご案内

火災から皆さまの大切な命や財産を守るために、火災の早期発見と初期消火が重要です。住宅用火災警報器を設置し、消火器を備えましょう。住宅用火災警報器は設置が義務付けられてから10年以上が経過しています。定期的に点検し適切に管理してください。

住宅用火災警報器

火災により発生する煙もしくは熱に反応し、大きな音で火災の発生を知らせる設備です。すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

横浜市では寝室と台所に設置が必要です。建物の構造によって階段や廊下に設置が必要になる場合があります。

【住宅用火災警報器の設置支援について】

住宅用火災警報器は購入したものの、取付けるのが困難な高齢者や障がい者世帯を対象として、消防職員が直接市民のみなさまのお宅を訪問し、設置のお手伝いをします。

申請もしくはご不明なことがございましたら、戸塚消防署・消防出張所にお問合わせください。

消防署にて住宅用火災警報器を購入・購入補助をする制度ではありません。

設置する住宅用火災警報器は、ご自身で用意してください。

消火器

一般の住宅に設置義務はありませんが、簡単に操作ができ、初期の火災に対して非常に有効な設備です。

サビや腐食、劣化があるものは、容器が破裂して大きな事故を起こす危険性がありますので、設置場所は高温多湿なところは避け、定期的に点検し適切に管理してください。

【消火器の廃棄等について】

消火器の詰替え等については、事故防止のため必ず消火器専門業者にご相談、依頼してください。

消火器の廃棄については、消火器リサイクル推進センターのホームページ【<https://www.ferpc.jp/>】で引き取りを行っている窓口を検索できます。

ご不明なことがございましたら、戸塚消防署・消防出張所にお問合わせください。

住宅用火災警報器・消火器の悪質な訪問販売にご注意を！

粗悪品や悪質な訪問販売には十分ご注意ください。また、消防署では住宅用火災警報器や消火器の訪問販売を行うことはありません。

不審に思われたり不安に感じたら、戸塚消防署・消防出張所又は戸塚警察署へご連絡ください。

(問合せ先) **戸塚消防署** 電話及びFAX：881-0119

e-mail：sy-totsuka-sy@city.yokohama.lg.jp

大正消防出張所：853-0119 吉田消防出張所：861-0119

鳥が丘消防出張所：862-0119 東戸塚消防出張所：821-0119 深谷消防出張所：854-0119

6 自主防犯活動の推進

地域での自主防犯パトロールを始めませんか。

自分たちの街は自分たちで守る。それが地域の自主防犯活動の基本です。安心安全な地域づくりのために、自主防犯パトロールに取り組みましょう。

(1) 地域防犯パトロール

地域で行う防犯活動として効果的な取り組みのひとつが「防犯パトロール」です。犯罪企図者は、隣近所に無関心で、連帯感が弱いと思われる街をターゲットとします。また、人の目を嫌うので、近所の人に見られたり、声をかけられたりすると、犯行をあきらめる可能性が高くなります。

<防犯パトロールのポイント>

- なるべく目立つ姿で

「防犯活動が盛んな地域だ」とアピールすることが、犯罪のない街づくりにつながります。蛍光色のジャンパーや腕章を着用するなど、存在感を示すと効果的です。

- 危険なことはしない

不審な人や車を発見したり、事件を目撃したら、速やかに警察へ通報しましょう。

- 無理をしない

「活動時間を限定せず、空いている時間に取り組む」「毎回一定の人数でなくても良い」「やらない時があっても良い」などできることから始めましょう。

(2) 戸塚区地域防犯活動拠点

戸塚区地域防犯活動拠点は、防犯パトロールの出発地点や、防犯の会議で集まる場所など（主に自治会町内会館など）を地域の防犯の拠点として位置づけた場所のことです。

地域防犯活動拠点を設置することで、地域防犯意識の向上や地域防犯活動の活性化を図ることを目的としています。

現在は、戸塚区内に115か所の地域防犯活動拠点があります（令和6年4月現在）。

今後も引き続き防犯拠点への登録募集を行っていく予定です。

(3) 戸塚区わんわんパトロール隊・ランニングパトロール

わんわんパトロールは、各個人が犬の散歩にあわせ、好きな時間に気軽にできるパトロールです。また、ランニングパトロールは、区内をランニングやウォーキングしている方が参加できる活動です。したがって、地域の皆さんで行うパトロールとは異なる経路、異なる時間帯に犯罪抑止の目を光らせることができます。

戸塚区では「戸塚区わんわんパトロール隊」「戸塚区ランニングパトロール」としてそれぞれ登録者を随時募集しており、登録いただいた方にはパトロールグッズをお渡ししています。

(問合せ先) **戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：866-8415 FAX：864-1933 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

7 「災害応急用井戸」の指定

災害時の生活用水に活用していただくため「災害応急用井戸」を指定しています。

横浜市では、災害時に地域の方々の生活用水（清掃、洗浄用水等）として井戸水を提供していただけるとお申し出の方で、一定の要件を満たしている井戸を、「災害応急用井戸」に指定しています。

☆ 指定井戸の場所を確認するには…

- ① 指定井戸の場所には、右図の「災害用井戸協力の家」プレートを門扉等に掲示していただいています。
- ② 福祉保健センター生活衛生課で、区内災害応急用井戸名簿（井戸の所在地・所有者名字）の最新情報を配架しています。
- ③ 本市ホームページに指定井戸所在地一覧※を掲載しています。
（※ホームページ掲載の同意をいただいた方のみ掲載）

【横浜市ホームページ：災害応急用井戸について】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/saigai.html#2BCF8>



(1) 戸塚区内の災害応急用井戸件数

211 件（令和6年12月末現在）

(2) 指定の要件

- ア 市内の井戸又は湧水であること。所有者等がいること。
- イ 水質（pH、臭気、色度、濁度）に異状がなく、井戸本体の構造が井戸水を汚染する可能性がないこと及び井戸の周囲が清潔であること。
- ウ 市内住民に周知できるよう、井戸又は湧水の所在地、所有者氏名等を公表できること。

飲用水には水道水を使いましょう！

災害応急用井戸は、清掃などの生活用水に利用することを目的としています。

横浜市のように都市化が進んだ地域では、地下水の水質も影響を受けている可能性があります。化学物質による汚染は見た目では分からず、煮沸しても除くことはできません。飲用水には、安全が確認されている水道水、ペットボトル、水缶詰等を使いましょう。

（問合せ先）**戸塚区役所 生活衛生課 環境衛生係**

電話：866-8476 FAX：866-2513 e-mail：to-eisei@city.yokohama.lg.jp

8 ヨコハマプラ 5.3 計画

横浜市では、これまでのリデュース・リユース・リサイクル、いわゆる3Rの取組に加え、脱炭素社会の実現に向けたプラスチック対策を重点的に進めていきます。皆さまのご協力をよろしくお願いします。

横浜市では、令和12年度までに燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を2万トン削減（令和4年度比）、市民1人あたりに換算すると5.3kg削減することを目標とした計画「ヨコハマ プラ5.3計画」を推進します。これまでの、横浜G30プラン・ヨコハマ3R夢プランを礎に市民・事業者との連携のもと、プラスチック資源循環型社会の形成を目指します。

「ヨコハマ プラ 5.3 計画」推進に向けて

(1) 普及啓発活動

最も環境にやさしいリデュース（発生抑制）や分別排出・ごみ出しマナーの徹底に向けた普及啓発活動。

(2) ごみと資源の総排出量削減

土壌混合法やフードドライブ活動を推進し市民・事業者と連携し、ごみと資源の総排出量を削減します。

(3) ごみ減量から始めよう脱炭素化

プラスチック資源の分別徹底を進め、ごみの焼却による温室効果ガスの削減を行います。

【資源集団回収活動】

自治会町内会・子ども会・老人会などの市民団体（実施団体）と資源回収業者が実施する資源物（古紙類・布類・金属類・びん類）の回収です。

資源集団回収は、地域ぐるみの協力でごみを減らし、リサイクル活動の推進と、あわせて地域コミュニティ活動づくりにも役立ちます。

実施団体には、回収量に応じて横浜市から奨励金が交付されます。（3円/kg）

【その他の活動】

*センターリサイクル（分別された資源物を持ち込むことができます。）

持ち込み先：横浜市資源循環局戸塚事務所（川上町415-8）

*資源回収ボックス（ダンボールを除く古紙・古布の拠点回収）が利用できます。

設置場所：戸塚区役所・上矢部地区センター・大正地区センター・東戸塚地区センター
舞岡地区センター・踊場地区センター（古布の回収ボックスはありません）

（問合せ先）**戸塚区役所 地域振興課 資源化推進担当**

電話：866-8411 FAX：864-1933 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

9 街の美化活動

市内全域で空き缶やたばこの吸い殻をはじめとするごみのポイ捨てが禁止されています。また、地域清掃活動や「歩きたばこをしない、屋外で喫煙する場合には携帯用吸い殻入れを持つ」などにご協力ください。

戸塚区を「明るく、きれいな街」にするため、道路や地区内の自主的な清掃活動を支援します。

(1) 地域清掃活動によるごみの収集について

* 地域清掃活動により出たごみについては、少量であれば一般家庭ごみとして燃やすごみの収集日に集積場所へ出してください。

大量にある場合は、資源循環局戸塚事務所にご相談ください。

電話番号：824-2580

(2) 不法投棄等について

* 公道・歩道上については、戸塚土木事務所にご相談ください。

電話番号：881-1621

* ごみの集積場所については、資源循環局戸塚事務所にご相談ください。

電話番号：824-2580

(3) 清掃用具等の配布・貸出しについて

【貸出し物品】

・トング（火バサミ） ・ちりとり ・ほうき

【申し込み方法・受渡し】

お電話で下記の要領でお申し込みください。

・団体名・代表者氏名・連絡先・実施予定日・参加人数・数量・受け取り希望日をご連絡ください。（随時受付）

※なお、数量や日程等、調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。

(問合せ先) **戸塚区役所 地域振興課 資源化推進担当**

電話：866-8411 FAX：864-1933 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

10 河川愛護月間（河川・水路等清掃活動）

7月に河川・水路等の清掃活動を行きましょう。

きれいな町づくりを支援します。

国が制定した7月の「河川愛護月間」に合わせて、横浜市においても河川愛護の広報・キャンペーン活動、河川水路等の清掃等の事業を実施します。

(1) 河川愛護月間

7月1日～31日

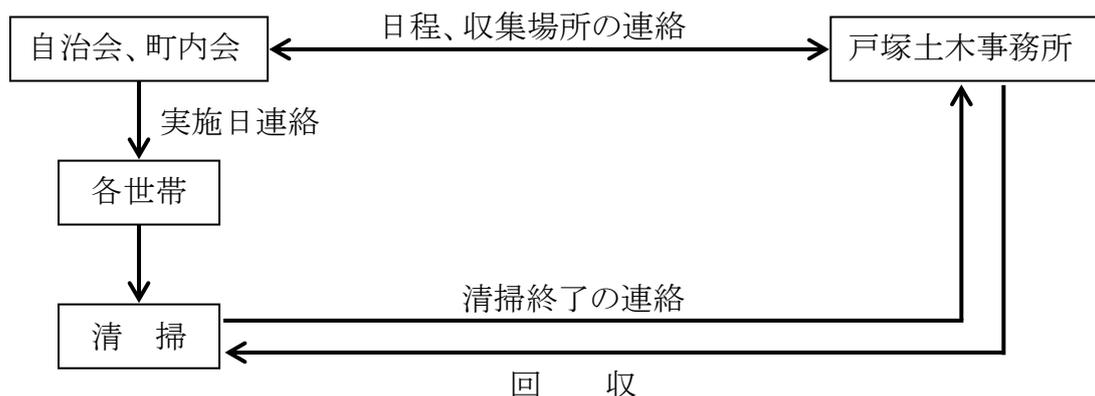
(2) 清掃対象

河川・水路・側溝の清掃

*自治会町内会等で一斉に実施する場合は、あらかじめ土木事務所に実施日等を連絡してください。

*引きあげたごみ等は、土木事務所で収集しますので作業車が搬出可能な場所に集めるようお願いいたします。

なお、泥上げについては、当面の間見合わせていただき、ごみの回収のみでお願いします。



(問合せ先)

下水道河川局 河川企画課

電話：671-4215

(日程等の連絡先)

戸塚土木事務所

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 2974-1

電話：881-1621

FAX：862-3501

e-mail：to-doboku@city.yokohama.lg.jp

11 選挙の協力

選挙の協力をお願いします。

選挙の執行に当たり、選挙啓発ポスターの掲示及び各投票所の投票管理者・投票立会人の推薦をお願いします。

(1) 選挙啓発ポスターの掲示

ア 投票日の周知のために自治会町内会の掲示板に啓発ポスターの掲示をお願いします。

イ ポスターは、選挙のある時期に横浜市選挙管理委員会が自治会町内会に送付させていただきます。

(2) 投票管理者・投票立会人の推薦

現在、戸塚区には42か所の投票所があります。各選挙（市長・統一〔県知事・県議・市議〕・衆議院・参議院）の執行の際、公職選挙法により投票管理者及び投票立会人が必要になりますので、各投票所の投票管理者・投票立会人の推薦について各自治会町内会にお願いし、別途、区選挙管理委員会が選任させていただきます。

ア 投票管理者の選任条件

(ア) 選挙権を有している方（公職選挙法第37条第2項）

(イ) 在職期間中（告示日・公示日から投票日まで）は、選挙運動に制限があることを理解していただける方（公職選挙法第135条第1項）

(ウ) 特定の政党その他の政治団体（後援団体も含む）に関与又は規約上、明らかに役員になっていない方

(エ) 特定の立候補予定者の後援会活動を積極的に行っていない方

イ 投票立会人の選任条件

(ア) 選挙権を有している方（公職選挙法第38条第1項）

(イ) 選挙運動に関係のある方は御遠慮いただいています

(問合せ先) **戸塚区選挙管理委員会**

電話：866-8315～6 FAX：881-0241 e-mail：to-toukei@city.yokohama.lg.jp

12 家庭防災員研修

家庭防災員研修の受講者を募集します。

既に家庭防災員研修を修了されている方も受講できます。

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと考えています。

令和6年度は、106名の方が家庭防災員研修を受講しました。

(1) 家庭防災員研修受講者の募集

毎年4月下旬ころから5月末にかけて、個人からのお申込み、及び自治会町内会からの推薦によるお申込みを行います。

(2) 家庭防災員研修会

【基礎研修（必須）】

- * 防火研修 出火防止対策、防災ツアー（横浜市民防災センター）の参加 など
- * 救急研修 応急手当の要領、救命処置要領、119番通報要領 など
- * 地震・風水害研修 事前対策、発災対策、災害図上訓練（DIG）など

【追加研修（選択性）】

- * スキルアップ研修 普通救命講習 など

詳しくは戸塚消防署総務・予防課予防係までお問い合わせください。

（問合せ先）**戸塚消防署 総務・予防課 予防係**

電話：881-0119 FAX：881-0119 e-mail：sy-totsuka-sy@city.yokohama.lg.jp

V 各種委員の推薦

1 民生委員・児童委員及び主任児童委員

各自治会町内会または地区連合町内会で民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦をお願いします。

厚生労働大臣が委嘱する民生委員・児童委員及び主任児童委員は、「地域福祉の推進役」として、重要な役割を果たしています。

(1) 主な職務

- ア 自ら生活するのに支援が必要な方々への情報提供・見守り活動など
- イ 生活保護、高齢者、障がい者や児童などの福祉相談や助言指導など
(主任児童委員は児童福祉に関する事柄を専門的に担当)
- ウ 福祉保健センター等関係行政機関や社会福祉施設の業務に対する協力や連絡等

(2) 任期

3年ごとに一齐改選。12月1日付けで民生委員・児童委員、主任児童委員を委嘱します。

【年齢要件】新任者は改選年度4月1日現在で原則68歳まで。再任の場合は74歳まで。

※要件はR6年12月時点のものです。詳細は、実際に自治会あてに依頼があった際にご確認ください。

(3) 具体的活動

- ア 相談活動 (地域住民が抱える問題の相談にのります)
- イ 情報提供 (社会福祉の制度やサービス内容の情報等について住民に提供します)
- ウ コーディネート活動 (住民が適切な福祉サービスが受けられるように、関係行政機関、施設、団体等と連絡調整を行います)
- エ 社会調査活動 (住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します)
- オ 意見具申活動 (日々の活動を通じて得た問題点や改善案を、関係機関に意見提起します)

(4) 候補者の選出について

一齐改選時のほか、年2回欠員補充(増員含む)を行います。その場合、各自治会町内会長または地区連合町内会長あてに推薦を依頼しますので、(連合)地区推薦準備会を開催して候補者を選出していただきます。

<(連合)地区推薦準備会の開催及び候補者選出の時期>

- ・一齐改選 一齐改選の行われる年の6月から8月
- ・7月1日付欠員補充・増員を行う地区→4月 ・12月1日付欠員補充・増員を行う地区→9月

*区内の民生委員・児童委員、主任児童委員 328人(市内 4,404人) R6.12.1現在

(問合せ先) 戸塚区役所 福祉保健課 運営企画係

電話：866-8418 FAX：865-3963 e-mail：to-fukuho@city.yokohama.lg.jp

2 保健活動推進員

各自治会町内会で保健活動推進員の推薦をお願いします。

横浜市が委嘱する保健活動推進員は、地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康づくり施策のパートナー役として、地域において生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

(1) 職務等（横浜市保健活動推進員規則）

- ア 健康づくりのための知識の普及及び啓発に関すること。
- イ 地域における健康づくり活動の実践及び地域の健康課題への取組に関すること。
- ウ 健康づくり施策に関し、市長に意見を述べること。
- エ 福祉保健センターが実施する健康づくり事業への協力に関すること。
- オ その他地域福祉保健の推進に関し必要な事項

(2) 活動内容

ア 健康づくり活動の企画・実践

保健活動推進員会は、運動や禁煙など健康に関する学習会等を企画立案・実践し、多くの人に知識を広げていきます。

活動例 健康チェック・体力測定の実施、ウォーキング・体操教室等の開催
タバコの害や健（検）診受診促進などの啓発活動、情報誌等の地域への配布

イ 行政と地域のパイプ役（情報交換・共有）

地域の健康に関する情報や意見を福祉保健センターに伝えます。

また、「健康横浜21」など、福祉保健センターが行う健康づくり事業への参加協力を通じ、協働して健康づくりに取り組んでいきます。

ウ 地域福祉保健の推進

地域の健康づくりのため、様々な地域福祉保健活動を行います。

活動例 介護予防、高齢者支援活動、子育て支援活動

(3) 候補者の推薦等について

- ・任期は2年です。
- ・改選期日現在、原則78歳未満の方を対象としています。
- ・単位自治会町内会1名を原則とし、250世帯を超える毎に1名を追加できることとしています。自治会町内会の推薦人数を超えて候補者がいる場合などをご相談ください。
- ・令和6年12月1日現在、戸塚区の保健活動推進員は239名(市内ではおよそ3,700名)です。
- ・改選の前年の11月に、区連会定例会で推薦を依頼します。

(問合せ先) **戸塚区役所 福祉保健課 健康づくり係**

電話：866-8426 FAX：865-3963 e-mail：to-fukuho@city.yokohama.lg.jp

3 環境事業推進委員

各自治会町内会から候補者の推薦をお願いします。

自治会町内会や地域の団体と連携し、ごみの減量等の3R活動の推進、地域の美化や清潔の保持等に取り組みます。

- (1) 任期
2年
- (2) 年齢要件
なし
- (3) 依頼時期・方法
改選の前年の11月に、区連会定例会で推進を依頼します。
- (4) 推薦時期
2月下旬
- (5) 区内の推進委員【令和6年3月現在】
279人（市内 3,653人）
- (6) 環境事業推進委員の主な活動
 - ア ごみ集積場所における分別排出実践・啓発活動
 - イ 3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
 - ウ 地域清掃活動の推進
 - エ 清潔できれいな街づくりの推進
 - オ 地域への情報提供
 - カ 住民からの相談と行政機関への連絡

(問合せ先) **資源循環局 戸塚事務所**

電話：824-2580 FAX：824-2820 e-mail：sj-totsukaj@city.yokohama.lg.jp

4 スポーツ推進委員

各自治会町内会から候補者の推薦をお願いします。

横浜市長が委嘱するスポーツ推進委員は、地域社会におけるスポーツ・レクリエーションの自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、スポーツ振興事業を図ることを目的とします。

(1) 身分

スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づいて、横浜市長から委嘱される非常勤公務員

(2) スポーツ推進委員の任務

- ア スポーツの実技の指導及び助言
- イ スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充
- ウ 行政機関又はスポーツ関係団体が行うスポーツに関する行事又は事業への協力
- エ スポーツ振興のための指導及び助言

(3) 任期

2年

(4) 年齢要件

委嘱時に、新任の場合は原則 65 歳未満、再任の場合は原則 70 歳未満の方

(5) 依頼時期・方法

改選の前年の 11 月に、区連会定例会で推薦を依頼します。

(6) 推薦時期

2月下旬

(7) 区内の推進委員【令和 6 年 4 月現在】

210 人

(8) 主な活動内容

- ア 世界トライアスロン横浜大会、横浜八景島トライアスロンフェスティバル、横浜マラソン、などの沿道警備
- イ 各地区の運動会やお祭りの運営補助

(問合せ先) **戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：8 6 6 - 8 4 1 2 FAX：8 6 4 - 1 9 3 3 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

5 青少年指導員

各自治会町内会から候補者の推薦をお願いします。

横浜市長が委嘱する青少年指導員は、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的に活動を行っています。

(1) 青少年指導員の任務

- ア 青少年の指導と団体の育成
- イ 青少年の育成にかかわる地域活動の推進
- ウ 地域環境の整備と施設への協力活動
- エ 青少年に関する相談と愛護活動
- オ 勤労青少年の指導育成と福祉の増進

(2) 任期

2年

(3) 年齢要件

新任者は原則改正期日現在 70 歳未満、再任の場合は原則改選期日現在 75 歳未満

(4) 依頼時期・方法

改選の前年の 11 月に、区連会定例会で推薦を依頼します。

(5) 推薦時期

2月中旬

(6) 区内の指導員【令和 6 年 4 月現在】

191 人（市内 2,409 人）

(7) 主な活動内容

- ア キャンプや工作教室など、各地域の特色を活かした行事を開催し、青少年のための体験機会を提供しています。
- イ 各地域で夜のパトロールや有害図書区分陳列状況等の調査などを行い、青少年を取り巻く社会環境の健全化を図ります。
- ウ 青少年が抱える様々な課題をテーマとした研修会を各区・市で実施しています。

(問合せ先) **戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：8 6 6 - 8 4 1 5 FAX：8 6 4 - 1 9 3 3 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

6 消費生活推進員

「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方がいらっしゃいましたら、各自治会町内会から候補者の推薦をお願いします。

横浜市長が委嘱する消費生活推進員は、地域における消費者被害未然防止等に関する活動をすることにより、消費者の主体的な活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的とします。

(1) 消費生活推進員の活動

- ア 地域と連携しながら行う地区活動
- イ 消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発に関する活動
- ウ 地域の高齢者等の見守り活動に参加
- エ 消費者と事業者の交流促進に関する活動
- オ 推進員相互の情報交換等
- カ 研修への参加
- キ 市が行う消費者行政に対する協力

(2) 任期

2年

※再任は2回を上限とするが、要件により市長が必要と認める場合は、3回以上再任可

(3) 年齢要件

改選期日現在 18歳以上

(4) 依頼時期・方法

改選の前年の11月に、区連会定例会で推薦を依頼します。

(5) 推薦時期

2月下旬

(6) 区内の消費生活推進員【令和5・6年委嘱】

159人（市内993人）

(7) 主な活動内容

- ア 地域での消費者被害未然防止などに関する啓発講座の開催や、地域の高齢者の見守り活動などに参加して、消費生活情報の伝達
- イ 消費生活展や広報誌の発行などを通じて地区活動や消費生活の情報の広報
- ウ リサイクルやリメイクなど環境に配慮した購買行動の推進

(問合せ先) **戸塚区役所 地域振興課 地域活動係**

電話：866-8411 FAX：864-1933 e-mail：to-chishin@city.yokohama.lg.jp

7 戸塚区明るい選挙推進協議会推進員

各地区連合町内会から戸塚区明るい選挙推進協議会推進員の推薦をお願いします。

戸塚区明るい選挙推進協議会は、戸塚区内の有権者の投票参加ときれいな選挙の実現を期して、選挙啓発運動を展開することによる正しい選挙意識の醸成を目的として設立された団体です。戸塚区選挙管理委員会と連携して活動しています。

主な活動として、選挙時の投票参加を呼びかける街頭啓発活動「ザ・イコット」をはじめとして、明るい選挙推進大会等の各種イベントの際に、投票参加を呼びかける啓発活動を実施しています。

◎ 戸塚区明るい選挙推進協議会推進員

(1) 人数

各連合から2人以上

(2) 任期

2年

(3) 活動

主として選挙時の啓発活動に御参加・御協力をいただいています。また、定期的に発行される機関紙や各種イベントを御案内させていただいています。

(4) 依頼時期

改選の前年の11月に、区連会定例会で推薦を依頼します。(最近改選 令和7年度)

(5) 提出時期

2月下旬

(問合せ先) **戸塚区選挙管理委員会**

電話：866-8315~6 FAX：881-0241 e-mail：to-toukei@city.yokohama.lg.jp

8 国勢調査員

国勢調査員の推薦をお願いします。

国勢調査は、5年ごとに10月1日を調査基準日として実施（直近では令和2年）します。日本に居住するすべての人（外国人を含む）を対象として世帯ごとに実施する大規模な調査のため、各自治会町内会に調査員の推薦をお願いします。

(1) 任期

調査実施年（西暦下1桁が0・5の年）の9月～10月頃

(2) 依頼時期

2～5月頃に推薦いただきたい人数等を記載しました依頼文等を送付させていただきます。

(3) 活動内容

調査票等の世帯への配布・回収及び区役所への提出等

(4) その他

ア 令和2年国勢調査の結果



https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/portal/kekka/kokusei/r2/R2_kokucho.html

イ データで見る戸塚



<https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kusei/tokei/tokeijoho/toukei.html>

国勢調査の結果は、
「データで見る戸塚」
などに使用されています

(問合せ先) 戸塚区役所 総務課 統計選挙係

電話：866-8315～6 FAX：881-0241 e-mail：to-toukei@city.yokohama.lg.jp

VI その他

1 戸塚区社会福祉協議会

各自治会町内会加入世帯は、戸塚区社会福祉協議会の世帯会員となっています。会費の納入をお願いします。

戸塚区社会福祉協議会（区社協）は社会福祉法第109条に「地域福祉を推進する団体」として位置付けられている民間団体です。区民、ボランティア、施設、福祉事業関係者などが会員となり、協力して地域福祉の推進に取り組んでいます。区社協の事業は会費のほか共同募金配分金、市・区からの補助金・委託費などにより運営されています。

(1) 会費の納入

戸塚区社会福祉協議会世帯会費納入をお願いしています。

*会費の額は、1世帯あたり40円×世帯数でお願いしています。

(2) 依頼時期・方法

6月下旬に、各自治会町内会あてに会費納入の依頼を地区連合町内会または地区社会福祉協議会を通じてお願いします。*なお、区社協世帯会費に加え、地区社協世帯会費を上乗せしている地区もあります。

- ・納入期限 7月末
- ・納入方法 自治会町内会ごとに、納入をお願いします。
(銀行口座へ振込み、または直接窓口へ)

(3) 事業内容

主なものとしては次のような事業があります。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ア 地区社協活動の支援 | ク 福祉の啓発事業の実施 |
| イ ボランティア活動の育成・支援 | ケ 移動情報センターの運営 |
| ウ 善意銀行の運営（寄付金品の受入と配分） | コ 地域福祉保健計画の推進 |
| エ 福祉教育の推進 | サ 福祉保健活動拠点の運営 |
| オ 高齢者・障害者・子育て支援 | シ 生活支援体制整備事業 |
| カ 権利擁護事業 | ス 団体事務 他 |
| キ 生活福祉資金貸付事業 | |

(問合せ先) **社会福祉法人 横浜市戸塚区社会福祉協議会**

電話：866-8434 FAX：862-5890 e-mail：info@totsukashakyo.com

2 赤十字会費募集

各自治会町内会で赤十字増強月間（活動資金募集）の取り組みをお願いしています。

日本赤十字社は人道と博愛の精神に基づき、世界の平和と人々の幸福のため国内外で様々な活動を行っています。これらの事業資金は、皆様からの会費により支えられています。

戸塚区地区委員会においては、自治会町内会を通して活動資金募集のご協力を依頼し、赤十字活動の増強を一段と進めるとともに、当地区内の災害時におけるボランティア活動のネットワークづくりをめざした地域の各種活動との連携を図り、災害救援体制の充実・強化を図ります。

(1) 実施方法

- ・ 加入世帯数に応じ各自治会町内会ごとに目標額を定め、各地域において活動資金募集活動を行います。
- ・ 募集に必要な資材（会費領収書、広報用チラシ・ポスター、パンフレット等）は4月下旬に送付します。

(2) 実施期間

- ・ 5月～6月

(3) 会費目標額

- ・ 1世帯あたりの目標額を200円（原則）とします。自治会町内会加入世帯数に200円を乗じた金額を目標額とします。
- ・ 目標額については、あくまでも活動資金にご協力いただく方への判断の目標なので、活動資金募集活動を行う際に強制感のないようにご配慮をお願いいたします。

(4) 会費の送金

- ・ 送付期限 6月末日
- ・ 送金方法 自治会町内会ごとに、納入をお願いいたします。（郵便振替または直接窓口へ）

(5) その他

- ・ 日赤広報紙（赤十字活動資金の使い道等が載っています）を毎年4月に各自治会町内会を通じて全戸配布します。
- ・ 募金納入完了後、各地区連合町内会へ日赤広報紙配布手数料（1世帯2円）及び地区活動費（募集実績額の5%）、募集協力事務費等を交付します（3月頃）。

（問合せ先） **社会福祉法人 横浜市戸塚区社会福祉協議会**

電話：866-8434 FAX：862-5890 e-mail：info@totsukashakyo.com

3 共同募金・年末たすけあい募金

各自治会町内会で共同募金（赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金）の取り組みをお願いしています。

共同募金は、“たすけあい”の心の結晶としての寄付金（赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金の2種あります）を、地域の福祉活動をすすめている社会福祉協議会の事業費や障害者の地域作業所等民間の社会福祉施設や市民活動団体の事業に活用されています。

(1) 実施方法

- ・世帯数に応じ自治会町内会ごとに目安額を定め、各地域にて募金活動をお願いします。
- ・募金活動に必要な資材（領収書、ポスター、パンフレット等）は9月下旬に送付します。

(2) 依頼期間

- ・10月～12月

(3) 募金目安額

- ・1世帯あたりの目安額を350円（内訳は赤い羽根共同募金290円、年末たすけあい募金60円〔原則〕）とします。自治会町内会加入世帯数に350円を乗じた金額を目安額とします。
- ・目安額については、あくまでも募金していただく方への判断の目安なので、募金活動を行う際に強制感のないようにご配慮をお願いいたします。

(4) 募金の送金

- ・送金期限 12月末日
- ・送金方法 自治会町内会ごとに、納入をお願いいたします。（郵便振替または直接窓口へ）

(5) その他

- ・共同募金広報紙「とつかだより」（昨年寄せられた募金額やその用途等が載っています）を毎年9月に各自治会町内会を通じて全戸配布します。
- ・募金納入完了後、各地区連合町内会へ「とつかだより」配布手数料（1世帯2円）及び募集協力事務費等を交付します（3月頃）。

（問合せ先） **社会福祉法人 横浜市戸塚区社会福祉協議会**

電話：866-8434 FAX：862-5890 e-mail：info@totsukashakyo.com

VII 加入促進編

1 自治会町内会はどうして必要なの？

以前は、近所づきあいの延長として、自治会町内会のお祭りや行事に参加することでみんなが自治会町内会活動に関わっていました。しかし、生活環境が変化し、価値観やライフスタイルが多様化した結果、近所づきあいが希薄になり、自治会町内会の活動に関心が薄れてきました。



自治会町内会は、自分たちのまちは自分たちで守ろうと、会員相互が助け合って安全・安心な住みよいまちづくりに取り組んでいる団体です。

そのためには、普段からその地域に住んでいる人と人を結ぶ「絆」を深め、親睦を図りながら、お互いに助け合う心を大切にすることが重要です。

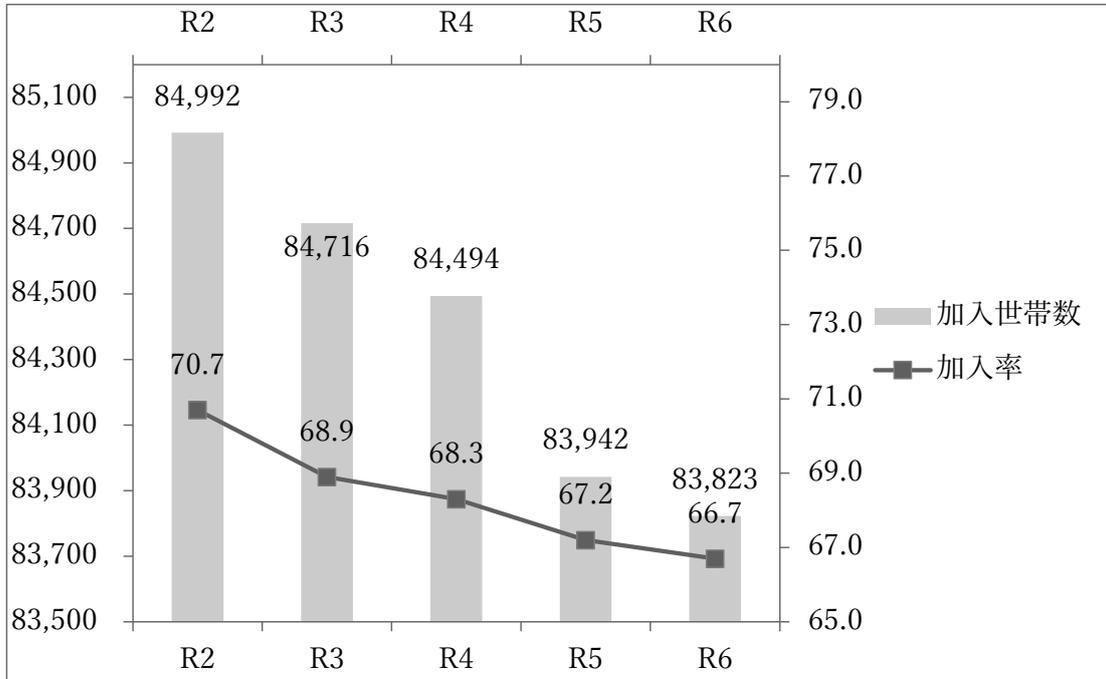
また、地域の情報交換の場として、一人ではできないことをみんなで協力して行うことのできる最も身近な生活の場なのです。



2 自治会町内会をとりまく状況は？

(1) 加入率の推移

戸塚区自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移（各年4月1日現在）



(2) 加入率低下及び高齢化社会の影響

自治会町内会の加入率が低下することによって、清掃活動など加入者が未加入者の分も活動や費用を支えるようになっており、気づきにくいところでも加入者の負担が増えています。

また、高齢化や若い方の加入が減少することで、自治会町内会活動の担い手が不足し、活動が停滞するという問題を招いています。

(3) これまでの取組

戸塚区連合町内会自治会連絡会では、戸塚区へ転入された方に自治会町内会加入チラシを配布して加入を案内するほか、未加入マンション管理組合への自治会町内会設立の呼びかけを行っています。

各自治会町内会では、新たに住み始めた方に加入の勧誘を行ったり、行事のときに声をかけたりしています。

また、アパート・マンションのオーナーや不動産会社に連絡をとり、入居者に加入するようお願いしています。

3 加入の呼びかけをしよう！

自治会町内会には、いろいろな機能や役割があります。呼びかけをする方は、自治会町内会の意義、活動内容や会費の使途などについて、よく理解して適切に伝えられるようにしましょう。



新たに引っ越してきた方には

①あいさつ状

なるべく早い時期に「あいさつ状」をポストに入れましょう。
（「あいさつ状」の見本は、60 ページにあります。）

②訪問人数

2～3人が最適です。

③訪問時間帯

夜間や早朝は避けましょう。

④訪問時の資料

案内状・加入申込書・ごみカレンダー・自治会町内会の規約、活動内容や日程がわかる資料（自治会町内会総会資料など）

⑤ポイント

自治会町内会活動について簡単に説明し、質問などにも答えられるように準備しましょう。
（「よくある Q & A」56 ページをご参照ください。）

加入を断られた場合や面会自体を拒否された場合は、無理をしないでください。用意した資料を受け取っていただければお渡しして、次の機会を待ちましょう。

単身者や短期居住のアパート・マンション居住者には

学生、単身者や短期間の居住者は、自治会町内会の活動に関心のない方が多く、加入の呼びかけに苦慮しているという声をよく耳にします。居住者への呼びかけの他に、アパート・マンションオーナーや住宅管理業者に協力を依頼する方法もあります。



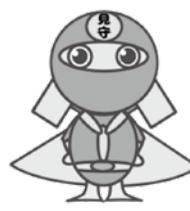
防災レンジャー



清掃レンジャー



防犯レンジャー



見守りレンジャー



お祭りレンジャー

アパート・マンションオーナーや住宅管理業者に協力してもらおう

アパート・マンションオーナーや住宅管理業者に加入の必要性を理解してもらい、次のような協力をお願いしましょう。

①アパート・マンションオーナー自身の加入

アパートやマンションが地域にあることでオーナー自身にも賛助会員としての加入を依頼します。会費は、居住数に応じた金額や年間定額制にしているケースもあります。

②家賃上乗せ方式

家賃に自治会町内会費を上乗せする方法です。既に居住しているところは難しいですが、新築の際に早めにオーナーに協力を依頼し、あらかじめ自治会町内会費を家賃に上乗せすることを説明してもらいます。学生や単身者の場合は、会費を減額するなど工夫すると、理解を得やすいでしょう。

③住宅管理業者に協力をお願いしよう。

アパート・マンション経営を住宅管理業者に依頼している場合は、管理業者にも協力をお願いしてみましょう。

4 魅力ある活動にしよう！

子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方に興味を持ってもらい、参加しやすい楽しいレクリエーションを企画しましょう。また、地域のお祭り・学校・施設・行政機関・商店街などと連携して活動を盛り上げましょう。自治会町内会ならではの行事を通して加入のきっかけを作りましょう。

例えば

子どもを持つ若い世代向け

子どもが参加できる行事を通じて、子どもだけでなく若い親御さんたちの交流が深められます。

子ども会や運動会など子どもたちが楽しく参加できる工夫をしましょう。

お年寄り向け

食事会、敬老のお祝い会などに簡単な運動や趣味、娯楽を組み合わせるなど、趣向を凝らして、交流を広めましょう。



5 活動をPRしよう！

自治会町内会の活動をオープンにするために、運営状況や活動の内容を広く知ってもらいましょう。地域に密着した役に立つ情報や楽しい行事などを発信して、理解を深めてもらい、加入につなげましょう。

例えば

「自治会町内会だより」の発行

定期的に町内の出来事やイベント、地域の課題などについてお知らせする。

暮らしに役立つチラシ・パンフレットの配布

地域内の避難所の位置などわかりやすく示したマップを作成する。
ごみ出しルール、資源集団回収をまとめたパンフレットを配布する。

イベント案内状の配布

イベントの案内状を作成して参加を呼び掛ける。

地域の歴史や活動に関する冊子の作成

地域に愛着を持ってもらうため地域の歴史や活動をまとめた冊子を作成する。



6 よくある Q & A (回答例)

よくある質問と回答例を挙げてみました。
それぞれの自治会町内会の実情に合わせて参考にしてください。



Q. 加入のメリットは何でしょうか？

- A. 自治会町内会では、災害時に備えて防災訓練や防犯パトロールなど皆さんが安全・安心に過ごせるような活動を行っています。また、ごみ集積所や公園清掃などの美化活動もを行っています。加入いただくことでお互いの信頼関係を築き、親睦を深め、助け合える関係を育むことができます。
- また、横浜市からの情報や地域の情報を回覧などにより入手することができます。

Q. 加入しないといけないのですか？

- A. 自治会町内会への加入は、強制することはできませんが、防災防犯・ごみ集積場所など、同じ町に住む住民として共通する課題を一緒に解決するために自治会町内会の活動が大切です。

Q. 戸塚区にはいくつ自治会町内会がありますか？

- A. 戸塚区には 219 団体の自治会町内会があります。(令和 7 年 3 月現在)
- また、地区連合町内会は 18 地区あり、186 団体の自治会町内会がそれぞれの地区連合町内会に加入しています。

Q. 自治会町内会の区域は何を基準にして区切られているのですか？

- A. 特に明確な基準はありません。大字・町丁別、開発区域、大きな道路を境にするなど、区域の広さ、加入戸数もさまざまです。マンションや団地ごとに自治会町内会が組織されている場合もあります。

Q. 自治会町内会は区役所の関係団体ではないのですか？

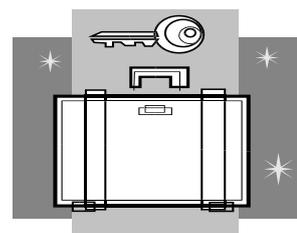
- A. 区役所から広報紙の配布や掲示板への掲出、各種事業への協力を依頼されることはありますが、地域住民が自主的に運営している任意の団体です。

Q. 税金を払っているから区役所が地域のことをしてくれるのではないですか？

A. 住みよい地域のためには、区役所ができることと自治会町内会ができることそれぞれの役割分担があります。自治会町内会は、その地域の実情に合わせ、共通の課題に向けて住民が自主的に運営できる団体です。区役所の手の届かない部分を担って、よりきめ細かいまちづくりができるのではないのでしょうか。

Q. 個人情報は、安全に管理されていますか？

A. 個人情報の取り扱いについては、会費納入管理、会員相互の連絡や緊急時の場合に使用します。自治会町内会で適正に管理し、自治会町内会活動に使用する目的以外には使用いたしません。



Q. 自治会町内会の会費はどのように使われていますか？

A. 自治会町内会の会費は、自治会町内会予算に入り、毎年総会で内容を審議し、承認を得て使用しています。支出内容は、環境美化、防災活動、子ども会活動費、レクリエーション、敬老会などです。

Q. 生活が厳しくて自治会町内会の会費が払えませんが、加入できますか？

A. 高齢者や単身世帯など免除や減額規定があれば、案内してください。



**Q. (体力的に) (家を留守がちなので) (忙しいので)
役員の仕事や行事への協力はできませんが、加入できますか？**

A. 免除できない場合→自治会町内会活動を続けていくためには、みんなで公平に負担して担っていただいています。ぜひ、ご協力をお願いします。

免除できる場合 →自治会町内会の人たちと相談し、順番を飛ばすなど調整したいと思います。

Q. 加入していませんが、自治会町内会の行事に参加できますか？

A. ぜひご参加ください。行事に参加することで楽しさを知っていただき、隣近所の方とも交流を広げ、加入をご検討いただければと思います。

Q. (学生のため) (一時的な居住で) 長くは住まないのに、加入できません。

A. 短期間の居住でもその間は、ごみの集積所をきれいにしたり防犯パトロールなど自治会町内会活動は、気づかないところで皆さんの生活に役立っています。会費は月額で負担いただくこともできます。ぜひご加入ください。

Q. 住民票を移していませんが、加入できますか？

A. 住民票の有無は問いません。そこに住んでいれば、加入できます。



7 参考様式はこちら

様式の見本です。適宜変更して使用してください。

(1) 加入申込書

加入申込書	
私は、〇〇〇自治会(町内会)に加入する意思がありますので、本書のとおり届け出ます。なお下記「個人情報の取扱いについて」にも同意します。	
住 所	横浜市戸塚区
氏 名	
電 話 番 号	
<p>○個人情報の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none">・ご記入いただいた個人情報は、会員相互及び役員との諸連絡、自治会町内会活動、災害時の避難、救助活動等の際に利用します。・本会では活動及び運営を円滑に行うために、会員名簿を作成し、各会員に配付しています。いただきました情報を記載します。 <p>※掲載を希望しない項目がある場合はご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・当自治会(町内会)では、自治会町内会活動を〇〇協議会および〇〇会と連携して行っています。団体相互に活動を円滑に行うため、〇〇協議会および〇〇会に会員名簿を提供することがあります。・ご記入いただいた情報は、上記の目的以外に使用したり、ご本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。	



(2) 加入案内の挨拶文

令和 年 月 日

新たにお住まいになられた方へ

〇〇〇自治会(町内会)長

〇〇〇自治会(町内会)加入のご案内

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび私どもの住むこの町にご転入されたことに対し、〇〇〇自治会(町内会)を代表して心から歓迎いたします。〇〇〇自治会(町内会)は、日頃から楽しく、安全に安心して住み続けられる地域づくりのために様々な取り組みを行っております。

つきましては、当自治会(町内会)へぜひご加入いただきたく、ご案内申し上げます。

1 会費

年間 1世帯〇〇〇円

2 加入の申込方法

恐れ入りますが、下記連絡先までご連絡をお願いいたします。

ご不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

3 資料

〇〇〇自治会(町内会)規約



<連絡先> (担当者氏名) ☎〇〇〇〇-〇〇〇〇



HPはこちら!



戸塚区連合町内会自治会連絡会

検索

戸塚区プロフィール

区政施行：昭和14年4月1日

- 面積 35.7 km² (令和7年1月31日現在) 全市第1位
- 人口 280,572人 (令和7年1月31日現在) 全市第4位
- 世帯数 131,709世帯 (令和7年1月31日現在) 全市第4位

発行 令和7年3月 戸塚区連合町内会自治会連絡会事務局(戸塚区地域振興課)

電話 045-866-8412 / FAX 045-864-1933